

支援金支給の概要

(1) 支援金の支給対象事業

支給対象事業は、(2)の対象事業者が、令和6年11月20日(水)時点においてL Pガスの販売契約を締結している府内のL Pガス一般消費者等(※)に対して、L Pガスの使用料金の負担軽減(利用料金請求額の値引き)を行う事業とします。

(※) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下、「液石法」という。)第2条第2項に規定する「一般消費者等」のうち体積販売で供給される者を指します。

なお、次のL Pガス消費者に対する値引きは、支援金の支給対象になりません。

【対象にならないもの】

- ・ 令和6年11月21日(木)以降に新たに販売契約を締結した供給先
- ・ 質量販売による供給先
- ・ 高圧ガス保安法に基づくL Pガスの供給先
- ・ 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎(国庁舎・府庁舎等)

(2) 対象事業者

支援金の支給対象となる者は次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ア 液石法第3条第1項の登録を受けた液化石油ガス販売事業者又はガス事業法第3条の登録を受けたガス小売業者であって、京都府内の一般消費者等にL Pガスを販売する者であること。
- イ 令和7年1月の検針・請求時に、京都府内のL Pガスを利用する一般消費者等に対して利用料金請求額の値引きを行い、当該事実を証明できること。(詳細は、(4)を参照)

(3) 支援対象経費及び支援金額

支援対象経費	支援金額
消費者の負担軽減のための経費	上限1,000円×値引きを実施した府内の一般消費者等数(令和6年11月20日(水)時点においてL Pガスの販売契約を締結している府内のL Pガス一般消費者等)
支援金事業の実施に係る協力金	150円×値引きを実施した府内の一般消費者等数(ただし、値引きを実施した府内の一般消費者等数が50以下の場合には7,500円を下限とする。)
支援金事業の実施のための経費	150円×値引きを実施した府内の一般消費者等数を上限として、支援金事業の実施のために要した事務経費(百円未満切り捨て) ※経費の詳細については「よくある質問」の6頁をご参照ください。